

防衛施設庁長官 殿

防 衛 大 臣

特別損失補償算定基準について(通達)

特別損失補償の処理に関する訓令(平成19年防衛省訓令第64号)第3条の規定に基づき、損失補償額の算定基準について、別紙のとおり定め、平成19年1月9日から施行することとしたので通達する。

添付書類：別紙

別紙

特別損失補償算定基準

(評価算定の時期)

- 1 補償額は、被害事実発生の際の価格により算定する。
(農業、林業又は漁業の損失補償)
- 2 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和28年法律第246号。以下「法」という。)第1条第1項の農業、林業又は漁業の事業を営んでいた者がその事業の経営上損失を被った場合の損失補償については、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱(昭和27年7月4日閣議了解)に基づき、その補償額を算定する。ただし、その損失につき被害軽減措置を講じ、又は原状回復を図るための損失補償については、4による。
(船舶運航事業等の損失補償)
- 3 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行令(昭和28年政令第355号)第1条第2号の船舶運航事業又は内航運送業を行なう者が防潜網の設置又は維持により被った事業の経営上の損失の補償額は、当該事業者につき、その設置前3か年度の所得税課税の計算の基礎となった事項と当該年度の所得税課税の計算の基礎となった事項とを比較勘案して算定する。
(被害軽減措置又は原状回復)
- 4 法第1条の損失につき、被害軽減措置若しくは原状回復のための工事又は役務等の実施を要するときは、法第1条の行為との関係の存する限度において、当該工事又は役務等のための次の費用の合計額を補償する。
 - (1) 材料費
 - (2) 労務費
 - (3) 機械器具損料
 - (4) 運搬費
 - (5) 諸経費(実施細目)
- 5 この算定基準の実施上必要な細目については、必要の都度、地方協力局長がこれを定める。